

薩摩川内市の工事では 簡単！迅速！低コスト！

中間前金払制度をご利用下さい！

### ◇中間前金払制度とは？

当初の前払金（40％）に加え、さらに20％の中間前払金を受け取ることができる制度です。

<対象となる工事>

請負代金の額が1件100万円以上（税込）の工事

工事請負契約締結時に「中間前金払を選択」されていること

<請求可能な時期>

工期が2分の1を経過し、工事進捗が50%を超えたとき。

### ◇中間前払金にはこんなメリットが！

#### ○手続き簡単・迅速！出来高検査は不要です！

請求の時期（工期の2分の1を経過し、進捗が50%を超えたとき）が来たら、書類を提出するだけ！

部分払のような出来高検査はなく、現場を止める必要もありません。

出来高検査時のような煩雑な処理は不要です。

#### ○保証料がとっても安い！

保証料率は0.065%・・・例えば、中間前払金400万円の保証料は、2,600円！

#### ○「一括現金」での払い出しができます！

保証会社作成の前払金払出依頼書を金融機関に提出すれば一括現金払い出し！

お問い合わせは、お気軽に！

西日本建設業保証株式会社 鹿児島支店

（鹿児島市鴨池新町6-10）

TEL 099-257-2722

FAX 099-251-9030

～手続きの流れは裏面をご覧ください～

# ◇ 手続きの流れ

## 工事請負契約の締結時

### 中間前金払 の選択

市役所から、「中間前金払」「部分払」のどちらかを選択するように求められますので、中間前金払を選択します。

## 工期及び出来高が2分の1以上経過

### 市役所へ 認定請求

市指定の 中間前金払認定請求書 ・ 工事履行報告書 を市へ提出して下さい。

※工期、進捗率については、上記書類と、毎月、市へ提出されている「工事月報」による書面確認のみです

### 認定調書 の交付

(原則7日以内に)  
市より 中間前金払認定調書 が交付されます。

### 中間前払 保証の申込

保証会社へ保証の申込をしてください。

◎保証申込に必要な書類

1. 保証申込書
2. 前払金用途内訳明細書  
※使用項目を「既済部分の材料費・労務費等」  
払出方法を「現金」として一括計上できます
3. 中間前金払認定調書(写)

### 中間前払 保証証書の発行

中間前払金の保証証書を発行いたします。  
同時に当社で作成した 前払金払出依頼書 をお渡しします。

### 中間前払金 の請求

市指定の 請求書 に当社発行の 中間前払保証証書 を添えて中間前払金を請求して下さい。

### 金融機関で 払出手続

(原則請求日から14日以内に) 中間前払金が 前払金専用口座 へ振り込まれますので、当社作成の「前払金払出依頼書」でお引き出しください。

部分払に比べて、短期間での払い出しが可能です